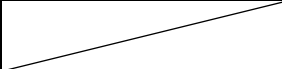



法人税申告書別表五(二)、六(一)、六(二十五)及び十四(二)の誤りについて

令和5年6月19日(月)17時30分まで掲載していた次の別表について、次のとおり誤りがありましたので、訂正し、再掲載しました。訂正前の別表を出力している方は、お手数ですが、訂正後の別表を出力していただきますようお願いいたします。

別表番号	正	誤
別表五(二)	3  円	3 
別表六(一)	その他に係る控除を受ける <u>所得税額</u> の明細	その他に係る控除を受ける <u>所得金額</u> の明細
別表六(二十五)	差引当期税額基準額残額 (14) - (15) - (別表六(十七)「19」) 18	差引当期税額基準額残額 (14) - (15) - (別表六(十七)「19」) 18
別表十四(二)	期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額 (別表五(一)「32の④」 + 「33の④」) 10	期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額 (別表五(一)「32の④」 + 「33の④」) <u>(マイナスの場合は0)</u> 10